

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第119号 5～11歳の新型コロナワクチン接種と、3回目4回目の接種を見合せに関する陳情

資料1 新型コロナワクチンの小児（5～11歳）への接種及び追加接種（3・4回目接種）について

令和4年10月7日
健康福祉局

新型コロナワクチンの小児（5～11歳）への接種及び追加接種（3・4回目接種）について

1 関係法令による位置づけ

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において接種を実施することと定められている。

2 接種の考え方

(1)追加接種

- 関係法令の改正を踏まえ接種を開始したオミクロン株対応ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株に対応した成分を含む2価ワクチンであることから、国の専門家会議において、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、オミクロン株に対する感染予防及び発症予防の効果も期待されることなどが報告されている。本市においては、国の方針等に基づき、今後の3・4回目接種などの接種において、順次、オミクロン株対応ワクチンへの切り替えを行いながら、接種を推進する。

(2)小児への接種

- 小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされている。また、今後様々な変異株が流行することも想定される。
- オミクロン株の流行下において、小児の重症者数が増加傾向にあること、初回（1回目・2回目）接種による発症予防効果が時間の経過とともに低下することから、小児への追加（3回目）接種が推奨されているところであり、国の方針等に基づき接種を実施する。
- 接種は強制ではなく、本人や保護者の判断に基づき受けていただくため、本人や保護者が正しい知識に基づき接種を検討できるよう適切な情報提供を実施するとともに、小児接種についても、本人や保護者が安心して相談・接種を受けられるよう、小児への定期接種を実施する協力医療機関を中心に接種を実施する。

3 ワクチン接種、副反応等に関する相談体制

- かかりつけ医療機関や接種医療機関による対応
- 川崎市コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター及び保健所内の専門職配置による相談対応
- 神奈川県副反応等相談コールセンターによる相談対応（医学的知見を必要とする専門的な相談窓口）

4 本市の対応

新型コロナワクチンの接種については、引き続き、関係団体等と連携し、希望される方が安心して接種いただける環境整備に努めながら、国の方針等に基づき事業を進めていく。